



Title	則天武后と母の恩
Author(s)	西川, 幸宏
Citation	中国研究集刊. 2012, 54, p. 16-35
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58054
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

則天武后と母の恩

西川 幸宏

はじめに

『舊唐書』卷五「高宗本紀」上元元年の条に次のような記事が見える。(1)

秋八月壬辰、追尊して宣簡公（李熙）を宣皇帝と為し、懿王（李天賜）を光皇帝と為し、太祖武皇帝を高祖神堯皇帝と為し、太宗文皇帝を文武聖皇帝と為し、太穆皇后を太穆神皇后と為し、文德皇后を文德聖皇后と為す。皇帝を天皇と稱し、皇后を天后と稱す。咸亨五年を改め上元元年と為し、大赦す。戊戌、敕して文武官三品已上は紫を服し、金玉の帶……。
十二月……壬寅、天后意見十二條を上り、王公・

百僚は皆『老子』を習い、毎歳明經は一に『孝經』『論語』に準じて有司に例試するを請う。又天子は父在らば母の為に服すること三年なるを請う。(2)

唐の高宗は咸亨五年（六七四）秋八月、元号を上元に改めるにあたり、唐王朝の先祖や先代の皇帝である高祖と太宗及びその皇后に尊号を贈り、皇帝の呼称を「天皇」に、皇后を「天后」に改めて、官僚の服飾規定を刷新した。

同年の十二月には、「天后」すなわち則天武后が十二箇条の意見書を出して、王公や官僚に『老子』を習わせ、毎年の明經科では『孝經』『論語』に準じて、『老子』についても試験を行うことを請うた。『老子』が『孝經』や『論語』に準ずる教育の書として採用された

のは、歴代の中国王朝で重んじられてきた儒教をたてながらも、唐の始祖と称される老子の道教を重視するという意図があったのだろう。

ここで注目したいのは、武后がこの意見書で「父が在世中であつても子は母のために三年の喪に服すること」を請うていることである。これは『儀禮』『喪服』などの古禮に定められた「父の在世中は母の喪を三年から一年に短縮する」という規定を改めるよう求めたものであり、高宗はこれを受け入れて詔を出している。そして、玄宗の時代に至ると、『舊唐書』卷二十七「禮儀志七」（以下「禮儀志七」と略記する）に記載されているように、この武后の上表文をめぐって官僚たちによる一連の議論が起こされることになる。

本稿は「禮儀志七」に記される議論を仔細に検討しつつ、武后の上表文が喪禮史において如何なる意味を持っていたのか、また、喪禮の改定に儒教倫理とは異なる如何なる論理が介在していたのかを考察し、唐代における喪禮思想の一端を窺おうとするものである。

一、武后の上表文

武后の上表文「請子父在為母服三年」の条の具体的な

内容は、「禮儀志七」に次のように記されている。

上元元年、天后上表して曰く、「父在らば母の為に服すること一期（一年）に止むるの如きに至りては、心喪すること三年なりと雖も、服は尊に由りて降す。竊かに謂うに、子の母に於けるや、慈愛特に深し。母に非ざれば生まず、母に非ざれば育まず、燥けるを推りて濕れるに居り、苦きを咽みて甘きを吐き、生み養いて勞瘁し、恩は斯に極まる。所以に禽獸の情すら、猶お其の母を知る。三年懷に在り、理として宜しく崇報すべし。若し父在らば母の為に服すること一期に止むれば、父を尊ぶの敬周しと雖も、母に報ゆるの慈闕くる有り。且つ齊斬の制（齊衰）と「斬衰」、喪服の制を指す）は、差減を為すに足るも、更に一期を以て周くせしめば、人子の志を傷つけんことを恐る。今、父在らば母の為に三年の服を終るを請う。高宗詔を下して、議に依りて行う。」③

上表文のはじめに見える「父在為母服止一期」の規定については、『儀禮』『喪服』に次のようにある。

（經）父在らば母の為にす。

傳に曰く、何を以て期とするや。屈するなり。至尊在らば、敢えて其の私尊を伸ばさざるなり。父必ず三年にして然る後に娶るは、子の志を達せしむるなり。⁽⁴⁾

『儀禮』『喪服』は、喪禮の際に身に着けるべき喪服について記した部分であり、ここでは喪に服する人と故人の關係（親族の場合は親等）によって、喪服に等級が設けられ、その等級によって服喪期間などが定められている。喪服の等級については、三年の喪に着る「斬衰」、一年の「齊衰」、九ヶ月の「大功」、五ヶ月の「小功」、三ヶ月の「緦麻」の大きく五つに分けられ、これを「五服」という。右の引用では、「齊衰」を着て杖をつき、「期」（一年）の喪に服するケースとして、「父在为母」が挙げられているのである。

子夏の作と言われる「傳」は、ここの「父在为母」について、まず「何以期也（なぜ母への服喪期間を一年とするのか）」と問題提起し、その答えとして「屈也」という。つまり、もともと父母の喪は三年とされるが⁽⁵⁾、この場合、「至尊（父）」が在世中であるため、子が「私尊（母）」への気持ちを「屈して」、母の喪を三年から一年に短縮するのである。また、父が母の没後必ず三年以

上経ってから後妻を娶るのは、子に母への服喪（心中で三年の喪に服する）の志を遂げさせるためなのだという。父の在世中において母の喪を短縮するというこの規定には、父を母よりも尊ぶ儒家の認識が示されている。それに對し、武后は上表文で「父在为母服止一期」の規定を改め、父の在世中でも母の喪を父と同じ三年に延ばすべきであると主張した。その結果、高宗は武后の上表を受け入れて詔を出したのである。

では、武后はこの上表文でどのような論理を用いているのだろうか。「竊謂……」以下で述べられる部分を見てみよう。ここは武后が個人的な意見を述べた形で記されており、經書などの記載を引用して論拠とする場合などとは異なっている。

武后は言う、「子に對する母の慈愛とは特に深いものである。母でなければ産めないし、母でなければ育てることはできない。母は眠るとき、乾いた処に子を寝かせ、自分は子の小便で湿った処に横になる。自分は苦くまづいものを食べて、甘く旨いものは吐き出して子に食べさせる。母は出産や養育の苦勞で疲れ果ててしまうのであり、母の恩ほど深いものはない。だから、鳥や獸でさえ母を知っているのである。懷に抱いて三年間守ってもらった恩に報いなければならない」。

ここで、母の喪を延ばす根拠として武后が挙げたのは、出産や養育における母の苦勞であり、それは子が母から受けた恩であつた。武后はこの「母の恩」を強調することで、高宗に喪服の規定を改めることを認めさせたのである。武后のこの發言からは、父を母よりも尊ぶために、母の服喪期間を短縮した儒教の古禮とは異なる論理が見てとれる。

ところで、武后の上表文が出されてから約四十年後の開元五年（七一七）に、盧履冰という人物によつて当時の皇帝であつた玄宗に提言がなされた。「禮儀志七」には、武后の上表文に続いて盧履冰の提言が記されている。

開元五年、右補闕・盧履冰上言す、「禮に准るに、父在らば母の爲に一周にして除靈（喪服を脱ぐ）し、三年心喪す。則天皇后父没するの服と同じく、三年にして然して始めて除靈するを請う。權に行うと雖則も、彝典（旧典）を紊す有り。今陛下孝もて天下を理むるに、動に禮經に合す。舊章に仍るを請い、通典に叶うを庶う」。⁽⁶⁾

ここで盧履冰は武后の上表文に対して異議を申し立て

ている。武后が母の服喪期間を一年から三年に延ばし、今ではそれが通行しているが、これは古禮の規定を乱すものであるから、もう一度古禮によつて改めるべきだと主張するのである。

このように、玄宗の時代に至り、武后の上表文は再検討を要するという意見が出されたのだが、では武后の上表文はなぜ見直される必要があつたのだろうか。

その理由の一つ目は、これが儒家の喪に対する見解に合わなかつたからである。儒家の見解の大きな流れは、服喪期間を短縮する方向へとむかつていた。例えば、父母への服喪期間を漢の鄭玄は「二十七月」、魏の王肅は「二十五月」としており⁽⁷⁾、三年といひながら実は二年強、つまり足かけ三年なのである。『禮記』「三年間」にも次のようにいふ。

三年の喪、二十五月にして畢るは、駟の隙を過ぐるが若し。然れども之を遂ぐれば、則ち是れ窮まり無きなり。故に先王之が爲に中制を立てて節し、壹に以て文理を成すに足らしめ、則ち之を釋く。⁽⁸⁾

ここでも三年の喪は「二十五月」とされ、服喪をいつまでも続けられきりがないので、古の王が中庸を得た適

当な長さに止めたとある。武后の上表文はこの服喪期間を短縮するという流れに反していたのである。

二つ目は、武后が母の服喪期間を父と同等にしたからである。『儀禮』『喪服』で見たように、儒教の古禮には「父の在世中は母の喪を一年に短縮する」と規定されており、これは父が母よりも尊いことを示すためであった。武后の上表文はこの父母の尊卑関係を乱したという点で、儒家の古禮に合致しなかったのである。

三つ目は、「父在为母服三年」という提案が天子である高宗ではなく、皇后である武后によって出されたものだったからである。これと女による権力の掌握、武后による唐朝篡奪を結び付けるのが、後述する盧履冰の主張である。

二、武后の上表文をめぐる議論

開元五年の盧履冰の提言を発端に、「禮儀志七」には武后の上表文をめぐる議論が記されている。以下、この武后の上表文をめぐる議論について考察する。

諸家による議論の流れを先に述べておくと、先の盧履冰の提言に対して武后の上表文により母の喪は三年にすべきだと田再思が主張し、これに盧履冰が反駁を加え

る。その後、元行沖が盧履冰を支持する意見を述べ、開元七年（七一九）に玄宗が勅を下す。それから十三年後の開元二十年（七三二）に蕭嵩等が『大唐開元禮』を編纂した際、武后の上表文によって母の服喪期間が三年に定められ、議論はひとまず終着をむかえる。

次に議論の焦点とそれに対する各論者の見解をまとめる。

まず焦点となるのが、父母は同等であるかという問題である。田再思は夫婦に尊卑の関係があることを認めながらも、喪の際には尊卑の隔てなく同等に父母の養育の恩に報いるべきだと主張する。これに対して、盧履冰と元行沖は夫婦の尊卑に基づいて、喪の際も父母は同等ではなく、母は父よりも短い一年にするべきだと主張する。

また、古禮に対する見解の相違がある。田再思は禮とは人が斟酌して時宜に適うように作ったものだから、時勢に合わなくなった古禮に従う必要はないと主張する。これに対して盧履冰と元行沖はあくまでも古禮に従うべきだと主張する。

最後に、「父在为母服三年」の規定は誰が出したもののなかという問題がある。皇后が天子に代わって詔を出すことは朝政の混乱を意味するから、田再思はこの詔は武后によるものではなく、高宗によって出されたものだ

と主張する。これに対して盧履冰はこれを武后によるもののだとして、唐朝を篡奪するための布石であったと指摘する。

それでは、「禮儀志七」の原文によって議論の内容を見てゆこう。

①田再思

まずは田再思の主張である。次の引用では、父母は同等であるかという問題について田再思の見解が述べられている。

刑部郎中・田再思建議して曰く、乾は尊く坤は卑し、天は一にして地は二なり、陰陽の位分かれ、夫婦の道配す。死喪の威、隆殺（尊卑）^⑨の等、禮經五服の制、齊斬殊にする有るも、考妣の三年の喪、貴賤の隔て無きが如きに至りては、以て懷^{ふとろ}を免るるの慈に報い、以て極まり罔きの恩に酬ゆる者なり。^⑩

まず「乾・坤」「天・地」「陰・陽」にそれぞれ尊卑関係があるように、夫婦にも尊卑関係があることを指摘する。そして喪禮の際には故人の尊卑の等級によって、五服など喪服の規定があることをふまえながらも、「考妣」

（亡き父母）の喪に際しては、その尊卑に関わらず「免懷之慈」や「罔極之恩」^⑪、つまり養育の恩に報いるために、父母に対して同等に行うのだと主張する。

また、母の喪に際して古禮に従うべきかどうかという問題がある。次の引用では田再思が古禮に対する見解を述べている。

周公禮を制するの後、孔父經を刊してより已來、爰に厭降の儀を殊にし、以て服紀の節を標す。重輕は俗に従い、斟酌は時に隨う。故に禮は天より降らず、地より出でず、人の消息に在りて、適時の中と為すのみを知る。……子張は高宗の諒陰三年を問い、子思は其の子の出母に服するを聽さず、子游は同母異父の昆弟の服を大功と謂い、子夏は合に齊衰の制に従うべしと謂う有り。此等並て四科の數、十哲の人、高く孔門を歩み、親しく聖訓を承くるも、喪事に遇うに及びて、猶お此れ疑を致すがごとし、即ち明らかに古より已來、升降一ならざる者なり。^⑫

周公が禮を制定し、孔子が經を刊した後に、「厭降」（父が在世中の場合、母の喪を一年に短縮する）などの喪服の規定ができたのであり、禮とは天や地から生じた

ものではなく、人が斟酌して時宜に適うように作ったものであるとする。また、十哲に数えられる子張、子思、子游、子夏らの逸話¹³を挙げ、彼らでも喪禮に関する見解は異なり、昔から喪服の等級についての解釈が定まっていなかったことを強調して、時代に合わなくなった古禮に従う必要はないと主張する。

武后の上表文が問題視された理由の一つは、これが高宗ではなく、女である武后によって出されたものだったからである。次の引用では、「父在为母服三年」の規定は誰が出したもののなのかという問題について、田再思が見解を述べている。

「父在らば母の為に三年」は、之を行いて已に四紀を踰ゆ、出づること高宗大帝の代よりし、則天皇后の朝よりせず。大帝御極の辰、中宮書を獻ずるの日、往時參議して、將に施行すべからんとするに、之を格に編じ、之に服すること已に久し。……何ぞ必ずしも先帝の旨に乖き、人子の情を阻み、純孝の心を虧き、徳義の本に背かんや。何の聖化を妨ぐることに有らん、何の彝倫を紊すことに有らん。而るに之に服すること周年とせんと欲す、伯叔母と齊しくするか、姑姉妹と同じくするか。¹⁴

「父在为母三年」は、高宗の時代に武后が上表して最終的に認められ、正式な手順を踏んで定められたものであり、武后による篡奪時代に出されたものではないと述べる。

また、母の服喪期間を一年にしたら、「伯叔母」（父の兄弟とその妻）や「姑・姉妹」（父の姉妹や自分の姉妹）と同じになってしまう¹⁵と述べる部分には、母を他の親族よりも重視する姿勢が窺われる。

以上、田再思の見解を見てきた。次にこれに対する盧履冰の反駁を見てみよう。

② 盧履冰

田再思の主張に対して、盧履冰はあくまでも古禮によって反駁を加え、父母に尊卑関係があることを強調する。次の引用を見てみよう。

是に於て紛議定まらず。履冰又た上疏して曰く、……『禮』に、「女は室に在りては、父を以て天と爲す。出嫁しては、夫を以て天と爲す」、又た「家に在りては父に従い、出嫁しては夫に従い、夫死しては子に従う」と。本より自ら専らにして尊に抗うの法無し。即ち「喪服四制」に云う、「天に二日無く、

土に二王を無く、國に二君無く、家に二尊無きは、一を以て之を理むるなり。故に父在らば母の為に服すること周（一年）なるは、二尊を避くるなり」。伏して惟（おも）うに陛下正に家國を持し、孝もて天下を理め、斷えず宸衷に在りて、詳らかに此の禮を正し、末俗に隨いて、兒女の情を顧念すること無かれ。臣は後代に復た婦の夫政を奪うの敗有るを恐る。（16）

まず『禮』に出るとして、女性は一生を男（父・夫・息子）に従つて生きるべきという「三従」に言及する¹⁷⁾。更に『禮記』「喪服四制」の「天に二つの太陽が無く、領土に二人の王が無く、國に二君が無いように、家においても二尊は無い」という記載を引いて、父が母よりも尊いことを示している。

また、盧履冰が母の喪を三年とする主張を「末俗」や「兒女之情」と言っていることは、当時、社会の一部に、武后が強調したような「母の恩」を重視する風潮があったことを示唆している。

引用の最後に見える「臣は後代に復た婦の夫政を奪うの敗有るを恐る」の部分は、武后による唐朝篡奪を指摘したものであり、盧履冰の主張の核心部分であると言える。次の引用では、武后の上表文が唐朝を篡奪するため

の布石であつたと指摘されている。

夫の上元肇（ちょうねん）年を原ぬるに、則天已に潜かに政を秉り、將に僭篡を圖らんとするに、預め自ら先を崇ぶ。慈愛の喪を升（あ）ぐるを請いて、以て尊嚴の禮に抗う……。天皇（高宗）晏駕するに、中宗塵を蒙る。垂拱の末、果して聖母の偽符を行い、載初の元、遂に易代の深讐（しんせん）を啓く。孝和（中宗）に名は正に反ると雖も、韋氏復た晨鳴（いた）を效す。孝和は意（は）らずも暴に崩じ、韋氏旋即稱制す。陛下の英算を蒙らざれば、宗廟何に由りてか克復せん。……若し早く刊正を圖らざれば、何を以てか戒めを後に垂れん。所以に禮教を薄言して、舊章に依るを請う……。且つ臣の獻ずる所は、蓋し夫婦の綱を正すを請う、豈に母子の道を忘れんや。（18）

上元元年の上表文は武后が唐朝篡奪を図り、母の喪を父と同じ三年に延ばすことで、古禮の規定に抗おうとしたものであると述べる。また、高宗の没後、武后は中宗を廃位させ、垂拱四年（六八八）には武承嗣が武后のために「聖母」の語を刻んだ石碑を偽造し、彼女が「聖母神皇」の尊号を授けられたこと¹⁹⁾、載初元年（六九〇）

には僧侶たちに『大雲經』を偽造させて自ら帝位に即き、国号を周と改め、天授に改元したこと²⁰に言及する。更に中宗の代になっても、皇后の韋氏が権力を握ったことを指摘し、玄宗に再び女による王朝篡奪が起ころぬよう、古禮によって夫婦の尊卑関係を正すよう求めている。

また、引用の最後では「自分は夫婦間の秩序を正すことを求めているのであり、母子の道を忘れたわけではない」と述べて、「母の恩」を否定するわけではないことを示している。

以上が盧履冰の主張である。次に盧履冰の主張を支持する元行沖の発言を見ておこう。

③元行沖

左散騎常侍・元行沖奏議して曰く、「天地の性は……貴賤を明らかにし、尊卑を辨^わかち、嫌疑を遠ざけ、情理を分かつなり。是を以て古の聖人は、性を徴し本を識り、情に縁りて服を制するに、申^のばす有り、厭^{おそ}うる有り。天父、天夫、故に斬衰すること三年にして、情理を俱に盡すは、心に因りて極を立つなり。……妻の喪杖つくこと期にして、情禮俱に殺ぐは、蓋し以て嫌疑を遠ざけ、乾道を尊ぶなり。

……父在らば、母の為に職を罷め、齊すること周（二年）にして心喪すること三年、之を尊厭と謂うは、則ち情を申^のばして禮を殺ぐなり。斯れ制するや、以て飛走（禽獸）に異なり、華夷を別つべし。……今若し尊厭の重きを捨て、嚴父の義を虧き、純素の嫌を略し、非聖の責を貽^{おこ}せば、則ち事は古を師とせず、名教を傷つくる有り。……古に依るを當と為すを請う」。是れより百僚の議竟に決せず。²¹

元行沖は『孝經』の玄宗注に疏を付けたことでも有名な儒者である。彼の発言の概略は、「古人が喪服の制を定めた際に、対象によって服喪期間を「申」「厭」（伸^のばしたり、押さへたり）する概念が生まれた。父や夫は最も尊いので「斬衰三年」の喪に服し、妻の喪を一年に止めるのは「乾道」を尊ぶためである。父が在世中の場合は母の喪を一年に止めて「心喪三年（心の中で三年の喪に服す）」し、これを「尊厭」と言う。喪服の制があるから人は禽獸や異民族と異なるのである。もし「尊厭」をやめてしまつたら、父の尊嚴を侵し、儒教道徳を傷つけることになる。だから喪に際しては古禮によるべきである」というものである。

元行沖の主張は盧履冰とほぼ一致する。ただ、武後の

上表文と唐朝篡奪を結び付ける指摘には触れていない。元行沖の発言の後、百僚の議論が定まらなかつたとあることから、「禮儀志七」に記される三人の他にも多くの官僚がこの問題について議論したことが分かる。その中でも特に盧履冰の発言が史書に残されることになったのは、武后の上表文と唐朝篡奪の結びつきという問題に直言し、解決を図ろうとする態度が重視されたからであろう。盧履冰の発言は、唐代官僚が前代の出来事を如何に解釈しているかを知るうえで重要な記載である。

議論の中で、田再思と盧履冰・元行沖は対立する立場にありながらも、皆一様に「母」の喪の問題を「夫婦」や「父母」の關係で捉えており、「母」単独については言及しない。これは儒家が「母」を「父」や「夫」に付属するものとして捉えているからである。これに対し、武后の上表文では「母」を「父」に付属するものとは捉えず、ただ「母の恩」を示すことに重点がある。玄宗期に起こった武后の上表文をめぐる議論は、儒教とは異なる論理によった武后の発言に対して、儒教倫理に基づいた官僚たちが議論を行ったものと言うことができるだろう。

④玄宗の下勅

元行沖の発言の後、官僚たちの議論は定まらず、開元

七年（七一九）に至り、玄宗によって勅が下された。

七年八月に至りて、敕を下して曰く、「惟れ周公の禮を制するや、當に歷代不刊なるべし。況んや子夏の傳を爲し、乃ち孔門の受くる所をや。格條の内に、『父在らば母の爲に齊衰すること三年』と有るは、此れ爲有^{ゆゑ}りて爲し、尊厭の義に非ず。其れ改作するよりも、古を師とするに如かず。諸の服紀は宜しく一に喪服（『儀禮』『喪服』の文に依るべし）。是れより卿士の家、父在らば母の爲に服を行うこと同じからず。或いは既に周にして禫^{たん}（服喪を除く祭り）し、禫服すること六十日にして服を釋き、心喪すること三年なる者あり。或いは既に周にして禫し、禫服して三年を終る者有り。或いは上元の制に依りて、齊衰すること三年なる者有り。」⁽²²⁾

武后の上表文をめぐる議論に対して玄宗が下した結論とは、『父在爲母齊衰三年』の条文（以下「爲母三年の条」と略記する）は理由があつて定められたものだから、これを改めるよりも古を師とする方がよい。喪服の規定については、『儀禮』『喪服』の文によることにせよ」というものであつた。

この勅文を分析するにあたり、以下の二つの問題点を挙げる。

一つは「此れ為有^{ゆゑ}りて為し」の「為^{ゆゑ}」が何を指すのかである。玄宗は「為母三年の条」について、これは先に元行沖が指摘した「尊厭」（父の在世中は母の喪を一年に止めて「心喪三年」とするという規定）ではなく、それとは別に理由があつて定められたものであると述べる。ただし、その理由が具体的に何を指すのかは明記されていない。

もう一つは「古を師とするに如かず」の「古」が何を指すのかである。「師古」の語は、元行沖の発言に「則事不師古、有傷名教矣」と見え、「古」が「古禮」の意味で使われている。また、「不如師古」のすぐ後には「諸服紀宜一依喪服文」とあり、喪服の規定については『儀禮』『喪服』よると言っている。この一文と続けて読めば、こここの「古」も「古禮」を指しているように思われる。しかし、『父在为母齊衰三年』と有るは……其れ改作するよりも、古を師とするに如かずを一続きの文と考えれば、「古」は「為母三年の条」を含む既存の制度すべて、つまり「古い習慣」を指し、「為母三年の条」を改めるよりも、元のまま三年の規定に従う方がいいと言っているようにも読み取れるのである。

このように玄宗の発言は、『儀禮』『喪服』の規定によつて母の喪を一年にするとも、武后の上表文によつて三年にするとも、両方の意味に解釈することができた。その結果、父が在世中の母の喪に際しては、「喪服」の文によるもの、武后の上表文によるもの、両者を折衷するものなど、各家で喪禮の作法が異なるという状況を招き、この後しばらくの間こつた状況が続くことになったのである。

三、議論の決着

⑤『大唐開元禮』の成立

玄宗の下勅から十三年後の開元二十年（七三二）、蕭嵩等によつて五禮が改定され、『大唐開元禮』が完成した。

二十年、中書令・蕭嵩學士と與に改修して五禮を定め、又た議して上元の敕に依るを請い、父在らば母の為に齊衰すること三年なるを定めと為す。禮を頒^わつに及びて、乃ち一に依りて行^なう。（23）

『大唐開元禮』が成立した際に、母の喪は武后の上表文によつて「父が在世中の場合は母の為に齊衰三年の喪

に服する」ことで決着が付けられた。ここに開元五年の盧履冰の提言から約十五年にわたる議論に終止符が打たれたのである。

しかし、ここで疑問が生じる。先の勅で玄宗は、喪服の規定は「喪服」の文によるとしながらも、「為母三年の条」を改めずに残している。結果としては武后の上表文により母の喪は三年になった。もし玄宗の意向が「喪服」により一年とすることにあつたのなら、この結果はそれに反するものだったことになる。玄宗は母の喪を一年にしたかつたのか、それとも三年にしたかつたのか、彼の意向はどちらにあつたのだろう。

玄宗の意向を探るためには、開元七年の勅文についてもう一度考えてみる必要がある。以下に、先に挙げた「古を師とするに如かず」の「古」は「古禮」と「古い習慣」のいずれを指すのか、「此れ為有りて為し」の「為」は何を指すのか、という二つの問題について考えることにより、開元七年の勅文から読み取れる玄宗の意向を探ってみたい。

まず、一つ目の問題を解く手掛かりは、「禮儀志七」の記載中に見つけることができる。

『開元禮』の成立により、武后の上表文をめぐる議論

が終結した後、開元二十三年（七三五）以降には、玄宗と官僚による喪服の規定についての議論が続いている。

ここではまず韋縯という人物が、古禮では外祖父母の喪服が「小功（五ヶ月）」になっているのを「大功（九ヶ月）」に、舅の喪服が「緦麻（三ヶ月）」になっているのを「小功（五ヶ月）」に改め、堂姨舅（母の同姓の従兄弟と従姉妹）や舅母（母の兄弟の妻）には喪服の規定がなかったのを「袒免（喪服の軽いもの）」を着ることにするよう奏上した²⁴。これに対して、崔沔、韋述、楊仲昌、楊伯成、劉秩等が、古禮の規定を改めるべきではないと反論した。以上の議論をうけて玄宗は次のように言う。

上又た手ずから侍臣等に敕して曰く、「朕以為らく親姨舅は既に小功を服す、則ち舅母は舅に三年の服有り、服は是れ我を受けて厚し、服制の情を以てすれば、則ち舅母の服は、全くは舅より降すを得ざるなり、宜しく緦麻を服すべし。堂姨舅は古今未だ服を制せず、朕思ふに敦睦九族は、引きて之に親しみ、宜しく袒免を服すべし。又た鄭玄は『禮記』に注して『同爨は緦』と云う、若し堂姨舅を同爨に比ぶれば、親則ち厚し。又た『喪服傳』に云う、『外

親の服は皆總、是れも亦た堂姨舅を隔てざるなり。若しくは服する所本を過ぐるを得ざるを以て、外曾祖父母及び外伯叔祖父母の為に服を制するを須むるも、亦た何ぞ傷なわん。是れ皆親親敦本の意、卿等更に之を熟詳せよ」。(26)

ここで玄宗は古禮の改定を奏上した韋紹の意見を支持した上で、論者たちに更に詳しく議論を行うようにと述べている。

玄宗は韋紹が「袒免」とした舅母の喪服を更に重くみて、「總麻(三ヶ月)」にするべきだとし、堂姨舅のために「袒免」を服するという意見には賛同している。また、韋紹が言及していない外曾祖父母や外伯叔祖父母にも喪服の規定を作つてもよいとの意向を示している。更には、この玄宗の勅に対して裴耀卿、張九齡、李林甫等が反対意見を述べると、「朕の情未だ安んぜざるところ有り、故に詳議せしむ、苟くも變古を求め、以て不同を示さんと欲するに非ず⁽²⁶⁾」と述べ、彼らの反対意見をやりこめてしまふのである。

以上の玄宗の発言から、彼は古禮の規定に固執するよりも、むしろ古禮を改める意見に同調的だったことが分かる。このことから、先の勅文に見える「古」は「古

禮」ではなく、「為母三年の条」を含む「古い習慣」を指していたと考えられる。恐らく玄宗は「為母三年の条」に対しても同調的だったのである。

儒家の立場からすれば、盧履冰や元行沖の主張は正當な意見であつた。ただ、玄宗は「為母三年の条」を改めるのが惜しかった。そこで「喪服」の文によると結論を下しながらも、「為母三年の条」を改めずに残しておくことにした。開元七年の勅が、母の喪について一年とも三年とも解釈できる形になっていたのは、玄宗のこういった心情が反映された結果だったのである。『開元禮』で「為母三年の条」が採用され、母の喪が三年に決定したことは、玄宗の意向に反するものではなく、むしろ彼の意向による結果だったと考えられる。

では、玄宗はどうして「為母三年の条」を残そうとしたのだろうか。勅文には「為母三年の条」について「此れ為^{ゆゑ}有りて為し」とあるが、その理由が何であるかは明記されていない。ただ、この「為^{ゆゑ}」が何を指していたのかは、盧履冰の次のような発言からある程度は推定することができる。

臣の獻ずる所は、蓋し夫婦の綱を正すを請う、豈に母子の道を忘れんや。

ここで盧履冰は玄宗に、自分は「母子之道」を忘れたわけではないと述べており、これは玄宗が「母子之道」を重視していたことを意識した発言であったと考えられる。このことから、玄宗が母の喪において重視したこととは、母と子の道（あるべき関係）であり、子が「母の恩」に報いようとする姿勢であったことが窺われる。玄宗がどうして母の喪を三年にしようとしたのか、そこに彼のどんな意図があったのか、その真相を知るすべはない。ただ、「為母三年の条」を残す理由として彼が示そうとしたものは、「母の恩」であったと考えられる。

このように、玄宗もまた武后の強調した「母の恩」を重く見ていたと思われる。では、この「母の恩」を重視する考え方は、一体どこからきたのだろうか。

『大正新脩大藏經』「敦煌写本部類・疑似部」に『佛說父母恩重經』という佛典が収められている。この佛典の名は、六九五年に作られた『大周刊定衆經目錄』「偽經目錄」に初めて登場し、七三〇年に作られた『開元釋教錄』「偽妄亂真錄」には、「父母恩重經一卷。經に丁蘭・董黯・郭巨等を引く、故に人の造るを知る。三紙²⁷」とあることから、初唐頃に中国で作られた偽經であると考えられている²⁸。この『父母恩重經』の中に次のような記載が見える。

人生まれて世に在れば、父母を親と為す。父に非ざれば生まず、母に非ざれば育まず。是を以て母胎に寄託し、身に懷くこと十月……飢うる時食らうを須むるも、母に非ざれば哺せず。渴く時飲むを須むるも、母に非ざれば乳せず。母は飢えに中る時、苦きを吞みて甘きを吐き、乾けるを推りて濕れるに就く……母の恩を計り論ずるに、昊天の極まり罔きがごとし。嗚呼慈母には、云何に報ゆべき。²⁹

この佛典は經名にもあるように、父母の恩を説いたものであるが、引用からも分かるように、とりわけ「母の恩」を強調するところに特徴があり³⁰、その点で武后の発言との一致が認められる。また、武后の上表文に見える「非母不生、非母不育。推燥居濕、咽苦吐甘」と、『父母恩重經』に見える「非父不生、非母不育」「吞苦吐甘、推乾就濕」という表現がほぼ一致していることに注意すべきである。

ここに見える「推燥居濕」や「咽苦吐甘」などは、父母の養育の恩を表す言葉として佛典中に類似表現が散見される。中でも「推燥居濕」は、晉代から南北朝期に訳された古い佛典に用例が見え、例えば、西晉の竺法護訳『普曜經』卷二には、「推燥居濕、飲食乳哺、使長大耳

（燥けるを推りて濕れるに居り、飲食乳哺して、長大せしむ）とある。ただ、これらの古い用例はどれも「推燥居濕」などが単独で見えるものであり、「推燥居濕」「推乾就濕」（乾いた処を子にゆずり、母は湿った処に寝る）と「咽苦吐甘」「吞苦吐甘」（苦いものは母が食い、甘いものは子に与える）という二つの表現がそろった形で現れるのは、管見の限りでは唐代以前には遇れない。そして、佛典では『父母恩重經』、佛教関係以外の文書では武后の上表文が、この二つの表現を結びつけて用いている比較的早い例だと考えられるのである。

このことから、武后の上表文が出された上元元年（六七四）及び『父母恩重經』が成立したと考えられる初唐頃に、「母の恩」を重視する風潮が高まり^{③①}、そういった環境の中で「母の恩」を示す二つの表現が併用されるようになったことが想像される。二つの表現がそろった用例は唐以降になると多く現れ、敦煌文書では「迴（回）乾就濕、咽苦吐甘」、元曲では「煨（偎）乾就濕、嚙苦吐甘」などとも書かれる^{③②}。後に「母の恩」は、敦煌文書などに見える父母の十恩徳としてまとめられ、これらの表現も「咽苦吐甘恩」「迴乾就濕恩」として十恩徳の中に組み入れられている^{③③}。

武后の上表文と『父母恩重經』に見える表現がほぼ一

致することからは、武后が『父母恩重經』の表現を自分なりの言葉に改めて用いたことが窺われるが、『父母恩重經』の成立時期がはっきりしない以上、それを究明するすべはない。ここでは、二つの文書の成立時期が近いと考えられることや、武后が自ら帝位に就く際に、薛懷義等の僧侶に『大雲經』という偽經を作らせていること^{③④}などから、二つの文書の成立背景につながりがあった可能性を指摘するにとどめておく。

結語

唐代には『儀禮』「喪服」などに定められた喪服の規定を改めて、故人に対する喪服の等級を重くする傾向があった。この喪服の規定を改める動きは既に太宗の時代に見られ^{③⑤}、高宗は武后の上表をうけて父が在世中の母への服喪期間を「齊衰三年」に改めているし、玄宗もまた、韋縉の建議をうけて喪服の規定を改めている^{③⑥}。ただ、こういった古禮を改める動きは、正当な儒家の立場には反するものであった。だから盧履冰や元行沖をはじめ多くの儒家たちが、繰り返し異議をとなえているのである。

喪服の規定が改められてゆく中でも、父が在世中の場

合にも母の喪が父と同じ三年にされたことは、父母の尊卑関係の均衡が崩れたという点で、喪禮の歴史上、重大な事件であったと言えよう。そのきっかけとなった武后の発言からは、「母の恩」を重視する思想の影響が窺われ、その思想は佛教の偽經『父母恩重經』と一致する。これは佛教全体に通じる思想ではないと言うものの、そこに佛教が強調した「恩」の思想の影響があったことは確かだろう。この事件は、儒教理念が儒教とは異なる思想、とりわけ佛教的思想の影響によって変化してゆく過程として、儒佛交渉というテーマにおいても重要な意味を持つと言えるのではないか。

唐代の皇帝たちが古禮に固執する儒家の意見によらず、古禮を改める傾向にあったことや、「母の恩」を重視したと考えられることは、唐という王朝が他の中国王朝と比べて、佛教よりの傾向を持っていたことを示しているかもしれない。

注

(1) 以下、本稿で引用する『舊唐書』の記載は、中華書局出版の点校本（一九七五年）を底本とする（句読点や符号は適宜改めた）。また、本文における引用では訓読のみを挙げ、注に

て原文を示す。

(2) 秋八月壬辰、追尊宣簡公為宣皇帝、懿王為光皇帝、太祖武皇帝為高祖神堯皇帝、太宗文皇帝為文武聖皇帝、太穆皇后為太穆神皇后、文德皇后為文德聖皇后。皇帝稱天皇、皇后稱天后。改咸亨五年為上元元年、大赦。戊戌、敕文武官三品已上服紫、金玉帶……。十二月……壬寅、天后上意見十二條、請王公百僚皆習『老子』、每歲明經一準『孝經』『論語』例試於有司。又請子父在為母服三年。

(3) 上元元年、天后上表曰、「至如父在為母服止一期、雖心喪三年、服由尊降。竊謂子之於母、慈愛特深。非母不生、非母不育、推燥居濕、咽苦吐甘、生養勞瘁、恩斯極矣。所以禽獸之情、猶知其母。三年在懷、理宜崇報。若父在為母服止一期、尊父之敬雖周、報母之慈有闕。且齊斬之制、足為差減、更令周以一期、恐傷人子之志。今請父在為母終三年之服」。高宗下詔、依議行焉。

(4) (經) 父在為母。傳曰、何以期也。屈也。至尊在、不敢伸其私尊也。父必三年然後娶、達子之志也。

(5) 『儀禮』『喪服』によると、父の喪は「斬衰三年」、父が既に亡くなっている場合の母の喪は「齊衰」を着て三年の喪に服するケースに該当し、服喪期間は共に三年である。

(6) 開元五年、右補闕盧履冰上言「准禮、父在為母一周除靈、

三年心喪。則天皇后請同父沒之服、三年然始除靈。雖則權行、有紊彝典。今陛下孝理天下、動合禮經。請仍舊章、庶叶通典」。

(7) 『禮記』「檀弓上」の孔穎達の疏に「問傳云、三年之喪……王肅以二十五月禫除喪畢。而鄭康成則二十五月大祥、二十七月而禫、二十八月而作樂」とある。

(8) 三年之喪、二十五月而畢、若駟之過隙。然而遂之、則是無窮也。故先王焉為之立中制節、壹使足以成文理、則釋之矣。

(9) 『禮記』「鄉飲酒義」に「至于衆賓、升受、坐祭、立飲、不酢而降、隆殺之義辨矣」とあり、鄭玄の注に「尊者禮隆、卑者禮殺、尊卑別也」という。

(10) 刑部郎中田再思建議曰、乾尊坤卑、天一地二、陰陽之位分矣、夫婦之道配焉。至若死喪之威、隆殺之等、禮經五服之制、齊斬有殊、考妣三年之喪、貴賤無隔、以報免懷之慈、以酬罔極之恩者也。

(11) 「免懷之慈」は『論語』「陽貨」に「子生三年、然後免於父母之懷」とあり、「罔極之恩」は『詩經』「小雅・蓼莪」に「父兮生我、母兮鞠我。拊我畜我、長我育我。顧我復我、出入腹我。欲報之德、昊天罔極」とある。共に父母の養育の恩を示す言葉。

(12) 自周公制禮之後、孔父刊經已來、爰殊厭降之儀、以標服紀之節。重輕從俗、斟酌隨時。故知禮不從天而降、不由地而出也、在人消息、為適時之中耳。……有子張問高宗諒陰三年、子思不聽其子服出母、子游謂同母異父昆弟之服大功、子夏謂合從

齊衰之制。此等並四科之數、十哲之人、高步孔門、親承聖訓、及遇喪事、猶此致疑、即明自古已來、升降不一者也。

(13) 子張が孔子に「高宗諒陰三年」について問うたことは『論語』「憲問」に、子思が子に出母の喪に服するのを許さなかったこと、子游は同母異父の昆弟の喪服を大功と言ったが、子夏は齊衰の制に従うべしと言ったことは、共に『禮記』「檀弓上」に記載が見える。

(14) 「父在為母三年」、行之已踰四紀、出自高宗大帝之代、不從則天皇后之朝。大帝御極之辰、中宮獻書之日、往時參議、將可施行、編之於格、服之已久。……何必乖先帝之旨、阻人子之情、虧純孝之心、背德義之本。有何妨於聖化、有何紊於彝倫。而欲服之周年、與伯叔母齊焉、與姑姊妹同焉。

(15) 『儀禮』「喪服」によると、「伯叔母」と「姑・姊妹」の喪は、「齊衰」を着て杖をつかず、「期（一年）」の喪に服するケースに該当する。

(16) 於是紛議不定。履冰又上疏曰、……『禮』、「女在室、以父為天。出嫁、以夫為天」又「在家從父、出嫁從夫、夫死從子」。本無自專抗尊之法。即「喪服四制」云、「天無二日、土無二王、國無二君、家無二尊、以一理之也。故父在為母服周者、避二尊也」。伏惟陛下正持家國、孝理天下、而不斷在宸衷、詳正此禮、無隨末俗、顧念兒女之情。臣恐後代復有婦奪夫政之敗者。

(17) 『儀禮』「喪服」の「女子子適人者、為其父母、昆弟之為父

後者」に付けられた「傳」に「婦人有三從之義、無專用之道。故未嫁從父、既嫁從夫、夫死從子」という。

- (18) 原夫上元肇年、則天已潛秉政、將圖僭篡、預自崇先。請升慈愛之喪、以抗尊嚴之禮……。天皇晏駕、中宗蒙塵。垂拱之末、果行聖母之偽符、載初之元、遂啓易代之深變。孝和雖名反正、韋氏復效晨鳴。孝和非意暴崩、韋氏旋即稱制。不蒙陛下英算、宗廟何由克復。……若不早圖刊正、何以垂戒於後。所以薄言禮教、請依舊章……。且臣所獻者、蓋請正夫婦之綱、豈忘母子之道。

- (19) 『舊唐書』卷六「則天皇后本紀」「垂拱四年」の条に「夏四月、魏王武承嗣偽造瑞石、文云『聖母臨人、永昌帝業』……五月、皇太后加尊號曰聖母神皇」とある。

- (20) 『舊唐書』卷六「則天皇后本紀」「載初元年」の条に「秋七月……有沙門十人偽撰大雲經、表上之、盛言神皇受命之事。制頒於天下、令諸州各置大雲寺、總度僧千人。九月九日壬午、革唐命、改國號為周。改元為天授」とある。

- (21) 左散騎常侍元行沖奏議曰、「天地之性……明貴賤、辨尊卑、遠嫌疑、分情理也。是以古之聖人、徵性識本、緣情制服、有中、有厭。天父、天夫、故斬衰三年、情理俱盡者、因心立極也。……妻喪杖期、情禮俱殺者、蓋以遠嫌疑、尊乾道也。……父在、為母罷職、齊周而心喪三年、謂之尊厭者、則情申而禮殺也。斯制也、可以異于飛走、別於華夷。……今若捨尊厭之重、虧

嚴父之義、略純素之嫌、貽非聖之責、則事不師古、有傷名教矣。……請依古為當」。自是百僚議竟不決。

- (22) 至七年八月、下敕曰、「惟周公制禮、當歷代不刊。況子夏為傳、乃孔門所受。格條之內、有父在為母齊衰三年、此有為而為、非尊厭之義。與其改作、不如師古。諸服紀宜一依喪服文。自是卿士之家、父在為母行服不同。或既周而禫、禫服六十日釋服、心喪三年者。或有既周而禫、禫服終三年者。或有依上元之制、齊衰三年者。

- (23) 二十年、中書令蕭嵩與學士改修定五禮、又議請依上元敕、父在為母齊衰三年為定。及頒禮、乃一依行焉。

- (24) 「禮儀志七」に「韋縚奏曰……竊以古意猶有所未暢者也。且為外祖小功、此則正尊情甚親而服屬疏者也、請加至大功九月。姨舅儕類親既無別、服宜齊等、請為舅加至小功五月。堂姨舅疏降一等、親舅母從服之例、先無制服之文、並望加至袒免」と見える。

- (25) 上又手敕侍臣等曰、「朕以為親姨舅既服小功、則舅母於舅有三年之服、服是受我而厚、以服制情、則舅母之服、不得全降於舅也、宜服緦麻。堂姨舅古今未制服、朕思敦睦九族、引而親之、宜服袒免。又鄭玄注禮記云『同爨總』、若比堂姨舅於同爨、親則厚矣。又喪服傳云、『外親之服皆緦』、是亦不隔於堂姨舅也。若以所服不得過本、而須為外曾祖父母及外伯叔祖母制服、亦何傷乎。是皆親親敦本之意、卿等更熟詳之」。

(26) 朕情有未安、故令詳議、非欲苟求變古、以示不同。

(27) 父母恩重經一卷。經引丁蘭・董黯・郭巨等、故知人造。三紙。

(28) 岡部和雄『父母恩重經』改題」(落合俊典編『中國日本撰述經典(其之五)』、七寺古逸經典研究叢書第五卷、大東出版社、二〇〇〇年) 参照。

(29) 人生在世、父母為親。非父不生、非母不育。是以寄託母胎、懷身十月……飢時須食、非母不哺。渴時須飲、非母不乳。母中飢時、吞苦吐甘、推乾就濕……計論母恩、昊天罔極。嗚呼慈母、云何可報。

(30) 『父母恩重經』が「母の恩」を強調する点については、小南一郎「父母恩重經」の形成と孝子伝説の変貌」等に指摘がある。小南氏はそこで「經名は「父母恩重經」と呼ばれているが、具体的に描写されているのは、もっぱら母の恩の重さなのである」と述べている。(『説話・伝承学会 創立二十五周年記念論集』岩田書院、二〇〇八年三一頁)

(31) 「母の恩」を重視する風潮が高まった背景には、中国で佛教が受容される際に、『大方便佛報恩經』などの佛典によって、「恩」の思想が強調されたことが影響していたと考えられる。佛教による「恩」の思想については、中村元「恩の思想」(『佛教思想4』、佛教思想研究会、一九七九年 等を参照)。

(32) 敦煌文書の用例としては、『維摩詰經講經文』に「咽苦吐甘、豈辭嫌厭。迴乾就濕、恐男女之片時不安」、「父母恩重經講經文」

に「迴乾就濕、咽苦吐甘」、元曲では、『虎頭牌』第三折に「也曾煨乾就濕、嚙苦吐甘」、「神奴兒」第三折に「想着他嚙苦吐甘、煨乾就濕」とある。

(33) 父母の十恩徳とは、父母の恩を十の項目によって表現したものの。敦煌文書ベリオ三九一九『佛説父母恩重經』に「爾時如來告阿難曰、『諦聽諦聽、父母恩徳有其十種、何等為十』。一者懷擔守護恩、二者臨產受苦恩、三者生子忘憂恩、四者咽苦吐甘恩、五者迴乾就濕恩、六者洗濯不淨恩、七者乳哺養育恩、八者遠行憶念恩、九者為造惡業恩、十者究竟憐愍恩」と見える。

(34) 武后が僧侶に偽經『大雲經』を作らせたことは注(20)でもふれた。武后による唐朝篡奪(武周革命)と佛教や『大雲經』の関係については、道端良秀『唐代佛教史の研究』(法蔵館、一九五七年)等を参照。

(35) 貞觀十四年(六四〇)、魏徵等の奏議をうけて、太宗は喪服の規定を改めている。「禮儀志七」に「(魏徵等曰)謹按、曾祖父母舊服齊衰三月、請加為齊衰五月。嫡子婦舊服大功、請加為期。衆子婦小功、今請與兄弟子婦同為大功九月。嫂叔舊無服、今請服小功五月報。其弟妻及夫兄、亦小功五月。舅服總麻、請與從母同服小功。制可之」と見える。

(36) 喪服の規定を改めて重くする傾向については、楊華「論『開元禮』對鄭玄和王肅禮學的擇從」に指摘がある。楊氏は、隋初から唐の『開元禮』成立までの時期には、「喪は簡素にする

よりもむしろ重くする」という原則のもと、喪禮（喪服の規定）は絶えず加重され、その傾向は『開元禮』成立後、唐の後期から宋代にまで及んだとする。（『中国史研究』二〇〇三年第一期六四頁）

※なお本稿で扱った武后の上表文とそれめぐる議論については、既に顧炎武『日知録』卷七「三年之喪」に詳細な考証があるので併せて参照されたい。